

事務連絡  
令和2年2月26日

別記 ご担当者 殿

国土交通省海事局  
安全政策課危機管理室

#### 出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について（周知）

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症につきまして、令和2年1月31日及び2月12日付事務連絡のとおり、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用に係る閣議了解について、周知させていただいたところです。

本件に関し、中華人民共和国以外の国等においても感染の拡大が一部でみられる現下の状況に鑑み、本日、中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和2年2月12日閣議了解）に加え、「法務大臣は、当分の間、本邦への上陸の申請日前14日以内に大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡における滞在歴がある外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。」との閣議了解がなされました。

これにより、上記に該当する外国人の方については、当分の間、本邦への上陸が禁止されることとなります。この措置は、令和2年2月27日（木）午前0時（日本時間）より実施されます。ただし、同日午前0時（日本時間）より前に外国を出発する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船し、同日午前0時（日本時間）以降に本邦に到着した航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、対象となりません。

貴団体等におかれましては、上記につき、傘下事業者等に周知いただくとともに、これまでの事務連絡における対策の再徹底に加え、旅客輸送を行う外航船舶にあっては、旅客が利用する船舶内のスペースの消毒の実施、更には以下の①から③までの措置を講じるよう、徹底願います。

- ①本邦への上陸申請日前14日以内に大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡における滞在歴がある外国人について、当分の間、特段の事情のない限り、本邦への上陸が禁止されることについて、旅客等への周知に努めること。
- ②旅客の乗船前に、①の措置について説明を行うとともに、大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡における滞在歴がないことを確認すること。また、この確認により、①の外国人に該当することが判明した場合には、当該旅客に対し、当分の間、特段の事情がない限り本邦への上陸ができない旨を改めて説明するなど、適

切に対応すること。

なお、必要に応じて、最寄りの地方出入国在留管理局等に相談すること。

③②の確認により、旅客が①の外国人に該当するとして、当該旅客の乗船を認めなかった事案が発生した場合には、当該事案の発生及び当該旅客の取扱いについて、速やかに海事局に報告すること。

(参考)

○出入国管理及び難民認定法

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者

(中略)

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

電話：03-5253-8111(代表)

国土交通省海事局安全政策課

宮岡 miyaoka-s2wr@mlit.go.jp

澤本 sawamoto-t2b2@mlit.go.jp

脇野 wakino-s2nx@mlit.go.jp

## 【別記】

一般社団法人 日本船主協会  
一般社団法人 日本外航客船協会  
一般社団法人 日本旅客船協会  
一般社団法人 日本長距離フェリー協会  
日本内航海運組合総連合会  
外国船舶協会  
外航船舶代理店業協会  
日本船舶代理店協会  
一般社団法人 日本造船工業会  
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会  
一般社団法人 日本中小型造船工業会  
一般社団法人 日本舶用工業会  
一般社団法人 日本マリン事業協会  
一般財団法人 舟艇協会  
一般財団法人 日本造船技術センター  
公益財団法人 マリンスポーツ財団  
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会  
一般財団法人 沿岸技術研究センター  
公益財団法人 日本適合性認定協会  
上海フェリー株式会社  
日中国際フェリー株式会社  
有限会社 沖縄シッピングスエージェンシー  
有限会社 陸通  
一般社団法人 日本船舶電装協会  
一般社団法人 日本舶用機関整備協会  
一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局  
一般財団法人 日本海事協会  
一般財団法人 日本舶用品検定協会  
日本小型船舶検査機構  
アメリカン・ビューロー・オブ・シッピング  
DNV GL AS  
ロイドレジスター・グループリミテッド  
CCS  
韓国船級協会  
一般社団法人 大日本水産会  
一般財団法人 日本船舶技術研究協会  
全日本海員組合  
一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会

一般財団法人 日本モーターボート競走会  
全国モーターボート競走施設所有者協議会  
一般社団法人 全国ボートピア施設所有者協議会  
公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団  
公益財団法人 日本海事科学振興財団  
一般財団法人 日本船渠長協会  
一般社団法人 日本船長協会  
一般社団法人 全日本船舶職員協会  
一般財団法人 海洋育英社  
一般社団法人 海洋会  
一般社団法人 日本船舶機関士協会  
公益財団法人 海技教育財団  
独立行政法人 海技教育機構  
日本水先人会連合会  
一般財団法人 海技振興センター  
公益財団法人 海技資格協力センター  
一般財団法人 日本船舶職員養成協会